2　第二十四規則で規定するlcよりも小さい長さの空所又は分離バラスト・タンクが二の油ウイング・タンクの間にある場合には、(I)の式のOcは、当該空所又は分離バラスト・タンクに隣接する一の油ウイング・タンク（二の油ウイング・タンクの容積が等しい場合）又は二の油ウイング・タンクのいずれか小さい方（二の油ウイング・タンクの容積が異なる場合）のWiを実際の容積に次のSiを乗じた値として計算することができる（船側損傷を受ける他のすべてのウイング・タンクのWiは、実際の容積を用いる。）。

$$Si = 1 - li / lc$$

この場合において、

liは、当該空所又は分離バラスト・タンクの長さとし、メートルで表す。

3.1　二重底タンクは、上方のタンクに貨物が積載されている場合には、空のとき又は清浄な水を積載しているときに限り二重底タンクとして認められる。

3.2　二重底が上方のタンクの全長及び全幅にわたるものでない場合には、二重底は存在しないとみなすものとし、また、船底損傷区域の上方のタンクの容積は、部分的二重底の存在によりそのタンクに破損が生じないと考えられる場合にも、(II)の式に含める。

3.3　サクション・ウェルは、hiの値の決定に当たり、考慮しなくてもよい。ただし、サクション・ウェルが過大な面積を有するものでなく、かつ、タンク底からの深さが最小限のもの（いかなる場合にも、二重底の高さの二分の一を超えないもの）である場合に限る。サクション・ウェルの深さが二重底の高さの二分の一を超える場合には、hiは、二重底の高さからサクション・ウェルの深さを差し引いたものとする。

サクション・ウェル用の管が二重底内に設けられている場合には、管の損傷事故の際の油の流出を防止するため、管と上方のタンクとの連結部に弁（これに類似する器具を含む。）を備える。管は、船底外板からできる限り高い位置に取り付ける。弁は、上方のタンクに貨物油があるときは、航海中いつでも閉じておく。ただし、船舶のトリムの調整のために貨物油を移し替える必要がある場合に限り、開けることができる。

4　船底損傷が同時に四のセンター・タンクに及ぶ場合には、Osの値は、次の式で算定することができる。

$$Os = 1 / 4 \quad (\Sigma ZiWi + \Sigma ZiCi) \quad (III)$$

5　主管庁は、Osの値の(III)の式による算定について、破損が生じた貨物タンクから十分なアレージが確保される分離バラスト・タンク又は貨物タンクに油を移し替えることのできる設備であつて貨物タンクに非常用高所吸油装置を備えているものを、油の流出を減少させるものとして認めることができる。ただし、設備が、破損が生じた貨物タンクのうち最大のものの容量の二分の一に等しい量の油を二時間の作動で移し替える能力があり、かつ、バラスト・タンク又は貨物タンクが当該量の油を受け入れる能力があることを条件とする。非常用高所吸油装置の管は、船底損傷の垂直方向範囲（vs）以上の高さの位置に取り付ける。主管庁は、他の締約国に対し回章に付するため、自己の認める装置に関する情報を国際海事機関に提供する。

6　この規則は、第一規則28.8に定義する二千十年一月一日以後に引き渡された油タンカーについては、適用しない。

第二十六規則　貨物タンクの大きさ及び配置の制限

1　7に規定する場合を除くほか、次に掲げる油タンカーは、この第二十六規則の規定に適合する。

.1　載貨重量百五十トン以上の油タンカーであつて第一規則28.2に定義する千九百七十九年十二月三十一日後に引き渡されたもの

.2　載貨重量百五十トン以上の油タンカーであつて第一規則28.1に定義する千九百七十九年十二月三十一日以前に引き渡され、かつ、次のいずれかの種類に該当するもの

.2.1　千九百七十七年一月一日後に引き渡されたタンカー

.2.2　次の条件のいずれをも満たすタンカー

.2.1　引渡しが千九百七十七年一月一日以前に行われたこと。

.2.2　建造契約の締結が千九百七十四年一月一日後であること。建造契約がない場合には、同年六月三十日後にキールが据え付けられるか又はこれと同様の建造段階にあること。

2　油タンカーの貨物タンクの大きさ及び配置は、船舶の長さ方向のあらゆる位置において第二十五規則に定めるところにより算定した仮想流出量Oc及びOsが三万立方メートル又は$400\sqrt[3]{DW}$立方メートルのいずれか大きい方の量（四万立方メートルを最大限とする。）を超えないようなものでなければならない。

3　油タンカーにおいては、いかなる貨物ウイング・タンクの容積も、2に定める油の仮想流出量の限度の七十五パーセントに相当する容積を超えてはならず、また、いかなる貨物センター・タンクの容積も、五万立方メートルを超えてはならない。ただし、第十八規則に定める分離バラスト油タンカーにおいては、lcを超える長さの二の分離バラスト・タンクの間にある一の貨物ウイング・タンクの容積は、当該二の分離バラスト・タンク及び当該一の貨物ウイング・タンクの幅がtcを超えていることを条件として2に定める油の仮想流出量の限度まで増大させることができる。

4　貨物タンクの長さは、次の長さ又は十メートルのいずれか大きい方の長さを超えてはならない。

.1　貨物タンク内に縦通隔壁を備えない場合には、

$$(0.5bi / B + 0.1) \text{ Lメートル}$$

ただし、〇・二Lメートルを超えないこと。

.2　貨物タンク内に中心線縦通隔壁を備える場合には、

$$(0.25bi / B + 0.15) \text{ Lメートル}$$

.3　貨物タンク内に二以上の縦通隔壁を備える場合には、

.1　貨物ウイング・タンクについては、

0.2Lメートル

.2　貨物センター・タンクについては、

.1　$\frac{bi}{B}$が五分の一以上のときは、

0.2Lメートル

.2　$\frac{bi}{B}$が五分の一未満のときは、

中心線縦通隔壁を備えない場合には、

$(0.5bi / B + 0.1)$ Lメートル

中心線縦通隔壁を備える場合には、

$(0.25bi / B + 0.15)$ Lメートル

.4　biは、指定された夏期フリーボードに対応する水平面において中心線に対し直角に測つた船側から貨物タンクの外側の縦通隔壁までの最小距離とする。

5　第二十五規則5に規定する設備が二以上の貨物タンクを連結している場合には、2から4までの規定による容積の限度を超えて油が流出しないよう、この設備の認められた型式のいかんを問わず、貨物タンクを分離するために弁（これに類似する器具を含む。）を備える。この弁は、タンカーが航海中であるときは閉じておく。